

インフルエンザ以外

保護者様

愛知県立刈谷工業高等学校長

感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止となります。

医師の指示に従い、治療に専念していただきますようお願いいたします。治癒後、登校する際は、「感染症治療報告書」を医師に記入してもらい、学校へ提出してください。

※インフルエンザについては別紙を利用してください。

<学校において予防すべき感染症>

| | |
|-----|--|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ |
| 第2種 | インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

愛知県立刈谷工業高等学校長殿

インフルエンザ以外

感染症治療報告書

以下の感染症に罹患していましたが、感染のおそれがなくなりましたので、登校を許可します。

科 年 組 番 氏名

診 断 名

療 養 期 間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

平成 年 月 日

医 療 機 関 名

印

(ゴム印可)